

保護者の皆様

徳島文理中学校

徳島文理高等学校

新型コロナウイルス感染症による出席停止について

学校において生徒が新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条に基づき出席停止となります。再登校に際しては、下記の項目について医師にご確認の上、下記に保護者が記入・押印し、登校する際に担任へ提出してください。

新型コロナウイルスによる 出席停止期間の基準	発症後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。(なお、症状の軽快は、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します)
---------------------------	--

【参考】

	発症後 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
1日目に軽快	発 症	登校不可	登校不可	登校不可	登校不可	登校不可	登校可	
2日目に軽快	発 症	登校不可	登校不可	登校不可	登校不可	登校不可	登校可	
3日目に軽快	発 症	登校不可	登校不可	登校不可	登校不可	登校不可	登校可	
4日目に軽快	発 症	登校不可	登校不可	登校不可	登校不可	登校不可	登校可	
5日目に軽快	発 症	登校不可	登校不可	登校不可	登校不可	登校不可	登校不可	登校可

切り取り不要

年 月 日

徳島文理中学校・高等学校 学校長様

新型コロナウイルス感染症報告書

【受 診 日】 年 月 日

【医療機関名】 ()

【医師の指示による療養期間(出席停止期間)】

年 月 日 から 年 月 日 まで

中・高 年 組 番 氏名 ()

保護者氏名 (印)